

令和6年度市民税・道民税申告の手引き

千歳市

申告書を作成する前にお読みください。

- 所得税の確定申告をする（した）方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 申告書には、住所・氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）・世帯主の氏名・世帯主との続柄・電話番号（申告の内容についてお尋ねする場合があります。）は漏らさず記入してください。
- なりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、申告会場には下記の本人確認書類をお持ちください。

本人確認書類

- マイナンバーカード（写しを持参または郵送する場合は、裏表両面が必要です）
- マイナンバーカードがない場合
通知カード + 運転免許証、健康保険証など

郵送により提出する場合

（注意事項）

- ・郵送により提出する場合は、必要な書類を事前に確認の上、添付してください。添付がない場合は、控除が認められないことがあります。
- ・源泉徴収票等の返却を希望される方は、切手を貼り、あて先を記載した返信用の封筒を同封してください。

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票の原本（給与所得、公的年金等） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（上記に記載。申告者本人のもの） <input type="checkbox"/> 医療費控除明細書（事前に作成したもの） <input type="checkbox"/> 控除証明書の原本（生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料） <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収書（令和5年1月1日～令和5年12月31日支払い分） <input type="checkbox"/> その他各種控除を受けるために必要な書類
------------------	---

送付先 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総務部税務課市民税係

申告書を持参し提出する場合

- 申告書の提出先（土、日、祝日は除きます。）
【令和6年1月23日(火)～2月1日(木)】税務課市民税係（第2庁舎1階 4番窓口）
【令和6年2月8日(木)～3月15日(金)】確定申告等受付会場（第2庁舎1階 会議室）
※2月8日（木）からはお住まいの地域によって申告できる日が異なります。

【申告期限 令和6年3月15日（金）】

お問合せ TEL 0123-24-0158（直通）

記 載 方 法

◎収入金額等、所得金額

所得の種類に応じて、「1 収入金額等」欄に収入金額を、「2 所得金額」欄に所得金額を記入してください。

記入欄	所得の種類	内 容	計算方法
ア・①	営業等所得	小売業、サービス業などのいわゆる個人事業から生ずる所得。	収入金額－必要経費
イ・②	農業所得	農産物の生産、酪農品の生産などの事業から生ずる所得。	
ウ・③	不動産所得	土地や建物など不動産の貸し付けから生ずる所得。	

※ 青色申告決算書または収支内訳書を添付する必要があります。また、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記入してください。

なお、これらの事業に専従する親族に給与等を支給している場合は、「11 事業専従者に関する事項」もあわせて記入してください。

※ 事業・不動産等の所得があった方は、収入金額等によって（この申告書ではなく）税務署での確定申告を必要とする場合があります。詳しくは税務課市民税係にお問い合わせください。

記入欄	所得の種類	内 容
エ・④	利子所得	公社債や預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配などによる所得。国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないもののみが対象。 ※ 収入金額がわかる書類を添付する必要があります。 【計算方法】収入金額＝利子所得
オ・⑤	総合課税の 配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得。 ※ 配当額のわかる書類を添付する必要があります。また、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも記入してください。 ※ 特定口座（源泉徴収口座）内の上場株式等の配当については、申告不要です。 【計算方法】収入金額－必要経費（株式の購入や出資のために借り入れた負債の利子）
カ・⑥	給与所得	給料、賃金、賞与等の所得。 ※ 源泉徴収票を添付する必要があります。また、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄にも記入してください。 ※ 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載がある場合（2社以上の給与を合算する場合を除く。）は、その金額を⑥欄に転記してください。 【計算方法】表1および注1（4ページ）
キ～ケ ⑦～⑨	雑所得	年金所得のほか、原稿料や講演料など、他の所得に当てはまらない所得。 ※ 源泉徴収票などを添付する必要があります。また、申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄にも記入してください。 【計算方法】・年金の場合、表2および注1（4ページ） ・業務、その他の雑所得＝収入金額－必要経費

記入欄	所得の種類	内容
コ、サ ⑩	総合課税の 譲渡所得	ゴルフ会員権や書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得。 譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期（保有期間が5年以内）と長期（保有期間が5年超）に分けられます。 ※ <u>譲渡所得の内訳書【総合譲渡用】</u> を添付する必要があります。また、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。 【計算方法】収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円） ※長期譲渡所得は、上記所得金額の1/2が課税される所得金額となります。
シ・⑪	一時所得	懸賞当選金や生命保険の一時金、損害保険の満期金など営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得。 ※ <u>収入金額がわかる書類</u> を添付する必要があります。また、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。 【計算方法】（収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円））×1/2

【表1 給与所得（⑥欄）の計算】

給与収入の金額（A）	給与所得額	給与収入の金額（A）	給与所得額
550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	B×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	A-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	B×2.8-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	B×3.2-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	A-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	※ B=A÷4（1,000円未満切捨て）	

【表2 公的年金等の雑所得（⑦欄）の計算】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の雑所得の金額
65歳未満 (昭和34年1月2日以後に生まれた方)	600,000円まで	0円
	600,001円～1,300,000円	A-600,000円
	1,300,001円～4,100,000円	A×0.75-275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	A×0.85-685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	A×0.95-1,455,000円
	10,000,001円以上	A-1,955,000円
65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	1,100,000円まで	0円
	1,100,001円～3,300,000円	A-1,100,000円
	3,300,001円～4,100,000円	A×0.75-275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	A×0.85-685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	A×0.95-1,455,000円
	10,000,001円以上	A-1,955,000円

※公的年金等の収入以外の所得が1,000万円を超える場合は、以下のとおり所得額を引き上げます。

- ・他の所得が1,000万円を超え、2,000万円以下の場合・・・10万円
- ・他の所得が2,000万円を超える場合・・・20万円

【注1 所得金額調整控除の計算】

給与収入が850万円を超え一定の要件に該当する方と、給与所得と年金所得の両方を有する方は、以下のとおり計算した額を所得額(⑥欄)から差し引きます。申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」欄にも記入してください。

＜給与収入が850万円を超え一定の要件に該当する方＞

給与収入が850万円を超える方で、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- あなたが特別障害者に該当する場合
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

【計算方法】 (給与収入か1,000万円のいずれか低い額 - 850万円) ×10% (最高15万円)

＜給与所得と年金所得の両方を有する方＞

給与所得と年金所得の両方を有する方で、その合計額が10万円を超える場合は対象となります。

【計算方法】 (給与所得の金額か10万円のいずれか低い額 + 公的年金等の雑所得の金額か10万円のいずれか低い額) - 10万円 (最高10万円)

◎所得から差し引かれる金額（所得控除額）

所得控除額の記入に際しては、「4 所得から差し引かれる金額」欄に控除額を記入するほか、該当する番号の「3 所得から差し引かれる額に関する事項」にも必要事項を記入してください。どちらかでも記入が漏れている場合は、控除が正しく適用できない場合があります。

記入欄	控除の種類	内 容																								
⑬	社会保険料控除	<p>あなたが前年中（1/1～12/31）に支払った国民健康保険料、介護保険料等の額は、社会保険料控除として所得から差し引かれます。</p> <p>※ この控除を受けるためには、各保険料等の支払い額を証明する書類を添付する必要があります。また、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の保険料も含めることができますが、申告する本人以外の天引きされている保険料は含めることができません。</p>																								
⑭	小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが前年中（1/1～12/31）に支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金法に基づく企業型もしくは個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金等の額は、小規模企業共済等掛金控除として所得から差し引かれます。</p> <p>※ この控除を受けるためには、掛金等の支払額を証明する書類を添付する必要があります。</p>																								
⑮	生命保険料控除	<p>あなたが前年中（1/1～12/31）に支払った生命保険などの保険料の額は、その支払額から下記の計算式により算出した金額が生命保険料控除として所得から差し引かれます（実際に支払った保険料は、「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑮生命保険料控除」欄にある「新生命保険料」「旧生命保険料」「新個人年金保険料」「旧個人年金保険料」「介護医療保険料」にそれぞれ分けて記入してください。前年の保険料の支払額は、生命保険会社から発行される生命保険料控除証明書でご確認ください。）。</p> <p>※ この控除を受けるためには、生命保険料控除証明書を添付する必要があります。</p> <p>【生命保険料控除の計算式】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算式Ⅰ（新保険料等用）</th> <th colspan="2">計算式Ⅱ（旧保険料等用）</th> </tr> <tr> <th>A、C又はEの金額</th> <th>控除額の計算式</th> <th>B又はDの金額</th> <th>控除額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約・・・平成24年1月1日以後に締結した保険契約 旧契約・・・平成23年12月31日以前に締結した保険契約</p>	計算式Ⅰ（新保険料等用）		計算式Ⅱ（旧保険料等用）		A、C又はEの金額	控除額の計算式	B又はDの金額	控除額の計算式	12,000円以下	支払額の全額	15,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円
計算式Ⅰ（新保険料等用）		計算式Ⅱ（旧保険料等用）																								
A、C又はEの金額	控除額の計算式	B又はDの金額	控除額の計算式																							
12,000円以下	支払額の全額	15,000円以下	支払額の全額																							
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																							
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																							
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円																							

記入欄	控除の種類	内 容																												
⑮	生命保険料 控除	<p><計算欄></p> <p>【一般の生命保険料】</p> <table border="1" data-bbox="370 275 1533 488"> <tr> <td>新契約の保険料の支払額</td> <td>A 円</td> <td>Aの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td> <td>(最高28,000円) ① 円</td> <td>計(①+②)</td> <td>(最高28,000円) ③ 円</td> </tr> <tr> <td>旧契約の保険料の支払額</td> <td>B 円</td> <td>Bの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額</td> <td>(最高35,000円) ② 円</td> <td>②と③のいずれか大きい金額</td> <td>④ 円</td> </tr> </table> <p>【個人年金保険料】</p> <table border="1" data-bbox="370 584 1533 797"> <tr> <td>新契約の保険料の支払額</td> <td>C 円</td> <td>Cの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td> <td>(最高28,000円) ③ 円</td> <td>計(③+④)</td> <td>(最高28,000円) ⑤ 円</td> </tr> <tr> <td>旧契約の保険料の支払額</td> <td>D 円</td> <td>Dの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額</td> <td>(最高35,000円) ④ 円</td> <td>④と⑤のいずれか大きい金額</td> <td>⑥ 円</td> </tr> </table> <p>【介護医療保険料】</p> <table border="1" data-bbox="370 891 1222 992"> <tr> <td>保険料の支払額</td> <td>E 円</td> <td>Eの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額</td> <td>(最高28,000円) ⑦ 円</td> </tr> </table> <p>生命保険料控除額 (④+⑥+⑦) = 円 (最高70,000円)</p>	新契約の保険料の支払額	A 円	Aの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ① 円	計(①+②)	(最高28,000円) ③ 円	旧契約の保険料の支払額	B 円	Bの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ② 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 円	新契約の保険料の支払額	C 円	Cの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ③ 円	計(③+④)	(最高28,000円) ⑤ 円	旧契約の保険料の支払額	D 円	Dの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ④ 円	④と⑤のいずれか大きい金額	⑥ 円	保険料の支払額	E 円	Eの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ⑦ 円
新契約の保険料の支払額	A 円	Aの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ① 円	計(①+②)	(最高28,000円) ③ 円																									
旧契約の保険料の支払額	B 円	Bの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ② 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 円																									
新契約の保険料の支払額	C 円	Cの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ③ 円	計(③+④)	(最高28,000円) ⑤ 円																									
旧契約の保険料の支払額	D 円	Dの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ④ 円	④と⑤のいずれか大きい金額	⑥ 円																									
保険料の支払額	E 円	Eの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ⑦ 円																											
⑯	地震保険料 控除	<p>あなたが前年中(1/1~12/31)に支払った地震保険などの保険料の額は、その支払額から下記の計算式により算出した金額が地震保険料控除として所得から差し引かれます。実際に支払った保険料は、「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑯地震保険料控除」欄にある「地震保険料」「旧長期損害保険料」にそれぞれ分けて記入してください。前年の保険料の支払額は、保険会社の発行する地震保険料控除証明書でご確認ください。</p> <p>※ この控除を受けるためには、<u>地震保険料控除証明書</u>を添付する必要があります。</p> <p>【地震保険料控除の計算式】</p> <table border="1" data-bbox="370 1603 1505 1951"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>保険料支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>一律25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円~15,000円</td> <td>保険料支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円</td> </tr> <tr> <td>C A、Bの両方がある場合</td> <td></td> <td>A、Bの控除額の合計額(最高25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧長期損害保険料・・・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間が10年以上で満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの。</p>	支払った保険料の区分	保険料支払額	控除額	A 地震保険料	50,000円以下	保険料支払額×1/2	50,001円以上	一律25,000円	B 旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料支払額の全額	5,001円~15,000円	保険料支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	一律10,000円	C A、Bの両方がある場合		A、Bの控除額の合計額(最高25,000円)										
支払った保険料の区分	保険料支払額	控除額																												
A 地震保険料	50,000円以下	保険料支払額×1/2																												
	50,001円以上	一律25,000円																												
B 旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料支払額の全額																												
	5,001円~15,000円	保険料支払額×1/2+2,500円																												
	15,001円以上	一律10,000円																												
C A、Bの両方がある場合		A、Bの控除額の合計額(最高25,000円)																												

記入欄	控除の種類	内 容												
⑰	寡婦控除	<p>寡婦とは、以下のいずれかに該当する方のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別または離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、子以外の扶養親族がいる方 ・夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方 <p>あなたが寡婦に該当する場合は、寡婦控除として 260,000円 が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑰寡婦控除」欄にし印を付し、寡婦となった要因（死別、離婚、生死不明、未帰還のいずれか）にもし印を付してください。</p>												
⑱	ひとり親控除	<p>ひとり親とは、婚姻歴の有無に関わらず、本人が単身者の方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいる方のことをいいます。</p> <p>あなたがひとり親に該当する場合は、ひとり親控除として 300,000円 が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑱ひとり親控除」欄にし印を付してください。</p>												
⑲	勤労学生控除	<p>勤労学生とは、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下である学生のことをいいます。</p> <p>あなたが勤労学生に該当する場合は、勤労学生控除として 260,000円 が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑲勤労学生控除」欄にし印を付し、学校名を記入してください。</p> <p>※ この控除を受けるためには、<u>学生証の写し等を添付する必要があります。</u></p>												
⑳	障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合は、障害者控除が受けられます。控除額は、障害の程度に応じて定められており、下表に定める額が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「⑳障害者控除」欄に対象者の氏名等のほか、個人番号を記入してください。</p> <p>※ この控除を受けるためには、<u>障害者手帳等を提示するか、写しを添付する必要があります。</u></p> <p>※ 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。</p> <p>【障害者の要件と控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害</td> <td>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などで、特別障害者に該当しない方</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害</td> <td>身体障害者手帳の障害等級が1級又は2級の方、療育手帳の障害程度判定がA判定の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方など</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害</td> <td>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常況としている方</td> <td>530,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	控除額	普通障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などで、特別障害者に該当しない方	260,000円	特別障害	身体障害者手帳の障害等級が1級又は2級の方、療育手帳の障害程度判定がA判定の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方など	300,000円	同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常況としている方	530,000円
区分	要件	控除額												
普通障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などで、特別障害者に該当しない方	260,000円												
特別障害	身体障害者手帳の障害等級が1級又は2級の方、療育手帳の障害程度判定がA判定の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方など	300,000円												
同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常況としている方	530,000円												

記入欄	控除の種類	内 容																																																																		
②①・②②	配偶者控除 ・ 配偶者特別控除	<p>あなたに合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする配偶者がいる場合は、配偶者控除が受けられ、合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の生計を一にする配偶者がいる場合は、配偶者特別控除が受けられます。控除額は、あなたや配偶者の合計所得金額に応じて定められており、下表に定める額が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「②①～②②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に対象者氏名等のほか、個人番号を記入してください。</p> <p>なお、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けない場合でも、同一生計配偶者がいる場合は、配偶者の氏名等・個人番号のほか、同一生計配偶者欄にし印を付してください（本人確認書類の添付は必要ありません。）。</p> <p>※ あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p> <p>※ 対象となる配偶者が事業専従者として給与を受けている場合や、ほかの納税義務者の控除対象扶養親族になっている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p> <p>【配偶者控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">配偶者控除</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48 万円以下 (老人控除対象配偶者)</td> <td>33 万円 (38 万円)</td> <td>22 万円 (26 万円)</td> <td>11 万円 (13 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※老人控除対象配偶者とは、前年 12 月 31 日現在で 70 歳以上の控除対象配偶者をいいます。</p> <p>【配偶者特別控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="9">配偶者特別控除</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48 万円超 100 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 125 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>125 万円超 130 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>130 万円超 133 万円以下</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>133 万円超</td> <td colspan="3">0 円</td> </tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	配偶者控除	配偶者の合計所得金額				48 万円以下 (老人控除対象配偶者)	33 万円 (38 万円)	22 万円 (26 万円)	11 万円 (13 万円)			あなたの合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額				48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	133 万円超	0 円		
		あなたの合計所得金額																																																																		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																																																
配偶者控除	配偶者の合計所得金額																																																																			
	48 万円以下 (老人控除対象配偶者)	33 万円 (38 万円)	22 万円 (26 万円)	11 万円 (13 万円)																																																																
		あなたの合計所得金額																																																																		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																																																
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額																																																																			
	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																																																
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																																																
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																																																
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																																																
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																																																
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																																																
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																																																
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																																																
133 万円超	0 円																																																																			

記入欄	控除の種類	内 容															
⑳	扶養控除	<p>あなたに合計所得金額が 48 万円以下で生計を一にする 16 歳以上の扶養親族がいる場合は、扶養控除が受けられます。控除額は、扶養親族の年齢等に応じて定められており、下表に定める額が所得から差し引かれます。「3 所得から差し引かれる額に関する事項」の「㉓扶養控除」欄に対象者氏名等のほか、個人番号を記入してください。また、16 歳未満の扶養親族がいる場合は、表面左下の「16 歳未満の扶養親族」欄に対象者氏名等のほか、個人番号を記入してください（控除はありません。）。</p> <p>なお、扶養親族に別居の方がいる場合は、裏面の「12 別居の扶養親族に関する事項」にも対象者氏名等のほか、個人番号を記入してください。</p> <p>【扶養の要件と控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>前年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上の扶養親族で、特定扶養親族、老人扶養親族に該当しない方</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>前年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳から 22 歳の扶養親族</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>前年の 12 月 31 日時点の年齢が 70 歳以上の扶養親族で、同居老親等に該当しない方</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方</td> <td>450,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	控除額	一般の扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上の扶養親族で、特定扶養親族、老人扶養親族に該当しない方	330,000 円	特定扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳から 22 歳の扶養親族	450,000 円	老人扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 70 歳以上の扶養親族で、同居老親等に該当しない方	380,000 円	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方	450,000 円
区分	要件	控除額															
一般の扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 16 歳以上の扶養親族で、特定扶養親族、老人扶養親族に該当しない方	330,000 円															
特定扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳から 22 歳の扶養親族	450,000 円															
老人扶養親族	前年の 12 月 31 日時点の年齢が 70 歳以上の扶養親族で、同居老親等に該当しない方	380,000 円															
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方	450,000 円															
㉑	基礎控除	<p>あなたの合計所得金額が 2,500 万円以下である場合は、基礎控除が受けられます。控除額は、合計所得金額に応じて定められており、下表に定める額が所得から差し引かれます。</p> <p>【要件と控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年の合計所得金額が 2,400 万円以下</td> <td>430,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下</td> <td>290,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下</td> <td>150,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	要件	控除額	前年の合計所得金額が 2,400 万円以下	430,000 円	前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下	290,000 円	前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下	150,000 円							
要件	控除額																
前年の合計所得金額が 2,400 万円以下	430,000 円																
前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下	290,000 円																
前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下	150,000 円																

記入欄	控除の種類	内 容
②⑥	雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等の合計額が48万円以下の方に限る）が、前年中（1/1～12/31）に住宅や家財等について災害・盗難・横領によって損害を受けた場合は、下記の計算式により算出した金額のいずれか多い金額が雑損控除として所得から差し引かれます。表面左下の「②⑥雑損控除」欄に損害金額などを記入してください。</p> <p>※ この控除を受けるためには、<u>災害等に関連して支出した金額についての領収書を添付する必要があります。</u></p> <p>【雑損控除の計算方法】</p> <p>下記のいずれか多い金額</p> <p>①（損害金額－保険金などで補てんされる額）－総所得金額等の合計額の10%</p> <p>②災害関連支出－50,000円</p>
②⑦	医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中（1/1～12/31）に支払った医療費の額は、その支払額から下記の計算式により算出した金額が医療費控除として所得から差し引かれます。表面左下の「②⑦医療費控除」欄に支払った医療費などを記入してください。</p> <p>※ この控除を受けるためには、<u>「医療費控除の明細書」に内訳を記載する必要があります。</u>領収書の添付は不要（申告期間から5年間は自宅等で保管が必要）です。</p> <p>【医療費控除の計算方法】</p> $\left(\begin{array}{l} \text{前年中に支払} \\ \text{った医療費の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{高額療養費や} \\ \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{10万円または総所得} \\ \text{金額等の合計額の5\%} \\ \text{のいずれか小さい額} \end{array} \right) = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$ <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組（特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診）を行っている場合に、前年中（1/1～12/31）に支払った特定一般用医薬品等購入費の額は、<u>セルフメディケーション税制</u>が適用され、その支払額から下記の計算式により算出した金額が医療費控除として所得から差し引かれます。</p> <p>※ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択する場合は、医療費控除の区分欄に「1」を記入してください。</p> <p>※ <u>従来の医療費控除の適用を受ける方は、セルフメディケーション税制の適用を受けることができません。</u>いずれかを選択してください。また、この控除を受けるためには、<u>一定の取組みを行ったことを明らかにする書類を添付する必要があります。</u></p> <p>【セルフメディケーション税制の計算方法】</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定一般用医薬品} \\ \text{等の購入費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険金等で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - 12,000 \text{円} = \text{医療費控除額 (最高8万8千円)}$

記入例(表面)

令和 6 年度 市民税・道民税 申告書

表

市町村長殿 提出年月日 年 月 日	現住所	千歳市東雲町2丁目34番地			行政区番号	
	1月1日現在の住所	同上			世帯番号	
	フリガナ	千歳 太郎			宛名番号	
	氏名	千歳 太郎			業種又は職業	
生年月日	S25. 5. 5	世帯主の氏名	千歳 太郎	電話番号	0123-24-3131	
続柄	世帯主		個人番号	1234-5678-9012		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票のおり	44,000 円		
	国民健康保険	99,000 円		
合計		143,000 円		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
		92,416 円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
		59,176 円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
	10,000 円			
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還			
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度		
	個人番号			
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ氏名	千歳 花子	生年月日	S25. 7. 7
	個人番号	1122-3344-5566	配偶者の合計所得金額	0 円
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	千歳 幸子	生年月日	S3. 3. 3
	個人番号	1111-2222-3333	同居・別居の区分	同居
	フリガナ氏名	千歳 一郎	生年月日	S45. 1. 1
	個人番号	1112-1133-3444	同居・別居の区分	別居
16歳未満の扶養親族	フリガナ氏名		生年月日	
	個人番号		同居・別居の区分	
	フリガナ氏名		生年月日	
	個人番号		同居・別居の区分	

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	1,800,000 円	
	雑		公的年金等	キ	2,340,000 円
			業務	ク	
	総合譲渡		その他	ケ	
			短期	コ	
	長期	サ			
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	1,080,000 円	
	雑		公的年金等	⑦	1,240,000 円
			業務	⑧	
		その他	⑨		
		合計	⑩	1,240,000 円	
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫	2,320,000 円		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	143,000 円		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	63,000 円		
	地震保険料控除	⑯	5,000 円		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	配偶者(特別)控除	⑲～㉒	380,000 円		
	扶養控除	㉓	780,000 円		
	基礎控除	㉔	430,000 円		
	⑬から㉔までの計	㉕	1,801,000 円		
	雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗	150,000 円			
合計	㉘	1,951,000 円			

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引損失のうち災害関連支出の金額
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	320,000 円	70,000 円	

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

市民税・道民税の計算

これまで記入していただいた内容以外に、税額を計算する際に控除されるものがあります。以下の項目に当てはまる方は、申告書に必要な事項を記入または必要なものを添付してください。

①配当控除

あなたに株式などの配当所得がある場合は、その額に応じて税額が控除されます。

※ 配当などの種類によって配当控除の適用がない場合があります。

※ 分離課税を選択した上場株式等に係る配当は、配当控除の適用がありません。

②住宅借入金等特別税額控除

あなたが前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合で、対象の住宅への入居が平成 26 年以降の場合は、その住宅借入金等特別控除の額に応じて税額が控除されます。

③寄附金税額控除

あなたが前年中に下記のいずれかに該当する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」を含む）を支出し、合計額が 2,000 円を超える場合は、その額に応じて税額が控除されます。

実際に支払った寄付金は、裏面の「14 寄附金に関する事項」にその種類に応じて記入してください。

なお、この控除を受けるためには、寄附した団体などから交付された寄附金の受領証などを添付する必要があります。

※ ふるさと納税の場合は、申告書を提出することによって、ワンストップ特例が適用されなくなります。「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の市町村に提出している場合でも、必ず申告書の「14 寄附金に関する事項」欄に記入し、受領証などを添付してください。

④外国税額控除

あなたが外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税等が課された場合は、その額に応じて税額が控除されます。

その他

1. 表面上部の住所や名前などの欄について

あなたの住所・氏名・生年月日などを漏らさず記入してください。「1月1日現在の住所」の欄は、実際に1月1日に住んでいた住所を記入してください。

なお、「行政区番号」「世帯番号」「宛名番号」の欄は、なにも記入しないでください。

2. 記入欄⑩、⑫、⑳および㉑について

- ・記入欄⑩については、⑦から⑨までの合計を記入してください。
- ・記入欄⑫については、①から⑥、⑩および⑪の合計を記入してください。
- ・記入欄⑳については、⑬から⑳までの合計を記入してください。
- ・記入欄㉑については、㉒から㉔までの合計を記入してください。

3. 表面右下「5 給与・公的年金等にかかる所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」について

あなたの給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・道民税については、納税方法を選択することができます。希望する方法の口にシ印を付してください。

なお、「自分で納付（普通徴収）」を希望した場合でも、給与所得以外の所得の合計額がマイナスとなる場合など、申告内容によって希望に添えない場合がありますので、あらかじめご理解ください。

4. 裏面右下「13 事業税に関する事項」について

あなたが特定の事業を行っており、北海道内に事務所がある場合は、その事業を行う際に受けている公共サービスの経費を負担するという観点から、北海道から事業税が課されます。この欄に必要な事項を記入し申告することで、北海道に対して事業税の申告をしたこととなります。

なお、事業税についての詳細は、石狩振興局課税課（☎011-281-7936）にお問い合わせください。

5. 裏面右下「その他の事項・備考欄」について

- ・「配当に関する住民税の特例」欄は、あなたの配当所得のうち、所得税において申告不要とされている少額配当所得の合計額を記入してください。
- ・「農業」欄は、あなたに肉用牛の売却による所得がある場合に、免税対象となる牛を売却して得た所得を「免税所得」欄に記入し、対象とならない牛を売却して得た所得を「分離肉用牛」欄に記入してください。

※ ほかにご不明な点などがありましたら、市役所税務課市民税係（☎0123-24-0158(直通)）までお問い合わせください。